## スノーモビル等の乗入れ規制について

大雪山国立公園の特別保護地区、車馬乗り入れ規制区域並びに十勝川源流部原生自然環境保全地域では、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、スノーモビルやオフロード車などの使用が規制されています。

スノーモビルやオフロード車などの使用により、懸念される自然環境や動植物への影響は、次のとおりです。

- ・スノーモビルの走行による樹木等の損傷(枝・冬芽の切断、枝・幹表面の損傷)
- ・スノーモビル走行後の圧雪による雪解けの遅れ
- ・圧雪によって生じた雪解けの遅れによる植物現存量の減少
- ・スノーモビルの走行による土壌の締固め、浸食による荒廃の誘発
- ・スノーモビルの接近による野生動物の警戒・回避行動等の誘発
- ・スノーモビルが発する騒音による野生動物の聴覚や個体間のコミュニケーションへの干渉、生息域・移動経 路への干渉

このため、使用には事前申請が必要となりますが、<u>レジャー目的の使用は許可されません</u>ので、留意ください。なお、<u>違反した場合は、自然公園法・自然環境保全法及び北海道立自然公園条例の規定により、</u> | 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が課せられます。

## 【申請窓口】

・国立公園 大雪山国立公園管理事務所 (TEL:01658-2-2574)

・国有林 上川中部森林管理署 (TEL:0166-61-0206)

上川南部森林管理署 (TEL:0167-52-2772)

十勝西部森林管理署 東大雪支署 (TEL:01564-2-2141)

・道有林 上川総合振興局 南部森林室 管理課 (TEL:0166-46-5998)